

「広島市江波水資源再生センターで使用する電気」の質疑応答書

令和 3年 1月 8日

一般競争入札参加者各位

広島市長

| 番号 | 仕様書頁等 | 質 問 | 回 答 |
|----|-------------------------------------|--|---|
| 1 | 入札説明書10 | 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。 | 落札金額の公表については、お見込みのとおり総額のみです。公表は広島市ホームページで行います。 |
| 2 | 入札説明書11 その他(3) 契約書(案) 第18条 | 入札説明書11その他(3)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。 | 契約書(案)に基づく協議は可能です。 |
| 3 | 入札説明書9 (4)イ | 郵送で、1回目のみ入札に参加することは可能ですか。可能な場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。 | 入札回数は3回を限度としています。2回目の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して提出してください。 |
| 4 | 入札附属書 | 入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金、月額(1)欄は力率割引を適用した積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は行なわない。 | ① 基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ② 入札説明書9(3)エ(ケ)(注)3に記載している通りです。 |
| 5 | | 一般送配電事業者が託送料金等を値上げした場合、合理的な範囲で契約単価見直し協議に応じていただけますか。 | 管轄電力会社の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及びうる事項につき変更協議をすることは可能です。 |
| 6 | 入札附属書 | 指定の様式を使用する場合、入札書と入札附属書は、袋とじやホチキス止め等は必要でしょうか。 | 必要ありません。 |

| | | | |
|----|-------|---|---|
| 7 | 入札附属書 | 指定の入札附属書には、一律の様式で記載されていますが、別紙3の使用電力量の通りに算定するのであれば、TOUの様式が必要になります。任意様式で作成してもよろしいでしょうか。 | 任意様式で構いません。 |
| 8 | 入札附属書 | 入札附属書の計算単価は税込でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 入札附属書 | 割引料金等ない場合、積算方法と割引料金の欄は空欄でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 入札書 | 入札書の基本料金単価と電力量料金単価の記載欄は、税込の金額を記入する認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 11 | | 入札時に力率割引を含めますか。含める場合力率100%で宜しいでしょうか。 | 基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 |
| 12 | 入札附属書 | 入札附属書の端数処理について指定があれば教えてください。 ・基本料金 ・電力量料金 | 入札説明書9(3)エ(ケ)(注)3に記載している通りです。 |
| 13 | | 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。 | 電力の契約に影響するような工事予定はありません。 |
| 14 | | 各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。 | 契約書(案)第10条第3項に記載している通りです。 |
| 15 | | 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。 | 管轄電力会社の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及ぶうる事項につき変更協議をすることは可能です。 |
| 16 | | 現在の供給者を教えてください。 | 「エネサーブ株式会社」です。 |
| 17 | | 供給開始時に契約電力の変更を行なう場合、現在の契約電力を教えてください。 | 現在の契約電力は、1,530kWです。 |
| 18 | | 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。 | WEBからのダウンロードには対応していませんので、適法な支払請求書を郵送して下さい。 |
| 19 | | 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。 | 検針票の様式は指定していません。検針内容が確認できる物であれば、問題ありません。 |

| | | | |
|----|--------------------|---|--|
| 20 | 契約書（案） 第6条 | （権利義務の譲渡等）条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』 | 条文の追加・変更はできませんが、必要であれば、協議後、覚書等で対応することは可能です。 |
| 21 | 契約書（案） 第9条 | 計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0：00に行う。』 | 条文の追加・変更はできませんが、必要であれば、協議後、覚書等で対応することは可能です。 |
| 22 | 契約書（案） 第11条第2項 | （支払日）支払期日について落札後協議に応じて頂けますか。 例：「請求書を受理した日から30日以内」等 | 契約書に基づく協議は可能です。 |
| 23 | 入札説明書11 その他(4)ア | 契約書の提出および契約締結期限について協議可能でしょうか。 | 落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わします。期限についての協議はできません。 |

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。